

ト（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

ロ ユニット型準個室

ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないよ

は、10.65平方メートル以上であれば足りるものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについても、上記と同様の趣旨である。

うな場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上を標準としていることについては、21.3平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、21.3平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(6)～(9) (略)

(10) 廊下(第5項第1号)

ユニット型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、ユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の2の(4)を準用する。この場合に

(6)～(9) (略)

(10) 廊下(第5項第1号)

小規模生活単位型特別養護老人ホームにあつては、多数の入居者や職員が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

このほか、小規模生活単位型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の2の(4)を準用する。この

において、第2の2の(4)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- (11) ユニット型特別養護老人ホームの設備については、上記の(1)から(10)までによるほか、第2の2の規定(4)及び(12)を除く。)を準用する。この場合において、第2の2の(1)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(9)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と、同(10)中「、食堂及び機能訓練室」とあるのは「及び共同生活室」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 介護

(1)～(3) (略)

- (4) ユニット型特別養護老人ホームにおける介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の4の(3)から(6)までを準用する。この場合において、第4の4の(6)中「同条第6項」とあるのは「第37条第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

(1)・(2) (略)

- (3) ユニット型特別養護老人ホームにおける食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の5の(1)から(8)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

(1) (略)

- (2) ユニット型特別養護老人ホームの居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければなら

場合において、第2の2の(4)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- (11) 小規模生活単位型特別養護老人ホームの設備については、上記の(1)から(10)までによるほか、第2の2の規定(4)及び(12)を除く。)を準用する。この場合において、第2の2の(1)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(9)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と、同(10)中「、食堂及び機能訓練室」とあるのは「及び共同生活室」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 介護

(1)～(3) (略)

- (4) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける介護については、上記の(1)から(3)までによるほか、第4の4の(3)から(6)までを準用する。この場合において、第4の4の(6)中「同条第6項」とあるのは「第37条第7項」と読み替えるものとする。

7 食事

(1)・(2) (略)

- (3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける食事については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の5の(1)から(5)までを準用する。

8 社会生活上の便宜の提供等

(1) (略)

- (2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームの居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければなら

い。

- (3) ユニット型特別養護老人ホームにおける社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の7の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の7の(2)中「同条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第39条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第39条第4項」と読み替えるものとする。

9 勤務体制の確保等

- (1) (略)
- (2) ユニット型特別養護老人ホームにおける介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

①・② (略)

- (3) ユニット型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の11を準用する。この場合において、第4の11中「第24条」とあるのは「第40条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

10 準用

基準第42条の規定により、第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第31条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、第2の1、並びに第

らない。

- (3) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける社会生活上の便宜の提供等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の7の(2)から(4)までを準用する。この場合において、第4の7の(2)中「同条第2項」とあるのは「第39条第2項」と、同(3)中「同条第3項」とあるのは「第39条第3項」と、同(4)中「同条第4項」とあるのは「第39条第4項」と読み替えるものとする。

9 勤務体制の確保等

- (1) (略)
- (2) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

①・② (略)

- (4) 小規模生活単位型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、上記の(1)及び(2)によるほか、第4の11を準用する。この場合において、第4の11中「第24条」とあるのは「第40条」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同(4)中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

10 準用

基準第42条の規定により、第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第31条までの規定は、小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、第2の1、並

4の1、2（(2)を除く。）、6、8から10まで及び12から17までを参照すること。

第6 一部ユニット型特別養護老人ホーム

1 第4章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型特別養護老人ホームとし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第4章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第44条は、一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型特別養護老人ホームの基本方針（基準第33条）に、また、それ以外の部分にあつては特別養護老人ホームの基本方針（基準第2条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第46条から第52条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3・4（略）

びに第4の1、2（(2)を除く。）、6、8から10まで及び12から17までを参照すること。

第6 一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム

1 第4章の趣旨

平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型特別養護老人ホームとし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第4章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第44条は、一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニット部分にあつては小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針（基準第33条）に、また、それ以外の部分にあつては特別養護老人ホームの基本方針（基準第2条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第46条から第52条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3・4（略）

5 一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第1から第4までに、それぞれ定めるところによる。

5 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分については第5に、また、それ以外の部分については第1から第4までに、それぞれ定めるところによる。